

事業名	その他社会福祉団体等関係助成費	財務コード (事業)	074802
-----	-----------------	---------------	--------

細事業名	民間社会福祉施設等整備資金利子補給金
------	--------------------

担当部課室	福祉保健 部 福祉保健総務 課 福祉企画 担当 (内線)	3096
-------	------------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 S45 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	補助(社会福祉法人等)		
事業の目的	誰(何)を対象に 民間社会福祉法人等	その対象をどのような状態にして 施設経営の安定化が図られることにより、安全安心で良質なサービスが提供できる。	結果、何に結びつけるのか 地域福祉の増進
	社会福祉法人等が社会福祉施設等を整備するために要する資金を融資機関から借り入れた場合で、適正な法人運営及び施設運営が確保されていると認められる場合に利子補給する。 ・対象事業 社会福祉法人等が設置する社会福祉施設等の新築、改築、拡張及び災害復旧に要する融資機関からの借入金 ・対象法人 社会福祉法の規定により設立された社会福祉法人、医療法の規定により設立された法人等 ・給付基準 社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業に係る施設については、利率3.5%に相当する額を限度に補助。介護保険法に規定する介護老人保健施設については、1.5%に相当する額を限度に補助。 実績:平成21年度 157件 335,565千円 平成22年度 167件 307,494千円 平成23年度 156件 264,707千円		
事業の内容 ※主に23年度			
根拠法令等	民間社会福祉施設等整備資金利子補給金交付要綱		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	補助件数(うち新規分)	167件(7件)	162件(8件)	156件(3件)	154件(5件)	159件(5件)	活動指標 目標設定の考え方 補助件数の過去3年平均を目標値とする。 データの出典等 実績報告書
	活動指標達成率(実績値/目標値)	96.3 %					
成果指標	成果指標達成率(実績値/目標値)	%					成果指標 目標設定の考え方 データの出典等
	決算額、予算額	307,494	264,707	247,431	220,277	成果指標によらない成果 施設整備が促進されることにより、サービス基盤が充実し、サービス向上が図られている。 平成23年度、当該事業を利用した新規保育所整備が、やまなし子育て支援プラン後期計画の具体的施策として掲げられている「延長保育の実施」「乳児保育の在席児童数」の数値目標の進捗率向上に寄与した。 ・延長保育 3施設中1施設 ・乳児保育 3施設中2施設	
(千円) うち一財額	307,494	264,707	247,431	220,277			
所要時間(直接分)	80 時間	80 時間	80 時間	80 時間			
所要時間(間接分)	時間	時間	時間	時間			
所要時間計	80 時間	80 時間	80 時間	80 時間			
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	162	162	162	162			

III これまでの事業の見直し・改善状況

平成8年度	補助対象施設に介護老人保健施設を追加
平成10年度	社会福祉施設に対する利子補給率の引き上げ 3%→3.5%
	融資機関の追加 社会・福祉医療事業団(現(独)福祉医療機構)に加え、民間金融機関を追加
平成20年度	H20の新規貸付契約分から、介護報酬等が償還金に充当することが可能なり、「介護保険施設」及び「障害者支援施設等」は対象外とした。

IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること
	b	H23は新たに3施設(2保育所、1乳児院)が利子補給を利用し整備を行っており、民間社会福祉施設等の整備促進され、地域福祉の増進に寄与した。 施設整備の促進を図ったことにより、3施設中2施設の整備が「やまなし子育て支援プラン後期計画」における数値目標達成に貢献した。 通常保育に加え、次の特別保育を実施する保育所の整備が図られたことから、意図した成果は、ほぼ上げている。 ・延長保育 3施設中1施設 ・乳児保育 3施設中2施設

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説明	IV以外の判断項目
有	当該利子補給制度は、新規や改修及び拡張の施設整備を促進する効果を持つとともに、施設経営の継続的安定を図り、良質なサービスを提供するために大きな役割を果たしていることから、意図した成果を上げている。 しかし、平成20年度見直しにより、「介護保険施設」及び「障害者支援施設等」を対象施設から外したこと、また昨今、貸付金利も低い状況が続いていることから、利子補給の需要が減ってきている。 このため、老朽化による改修や拡張及び新規のニーズ等について勘案する中で、新規利子補給のあり方について検討していく。	m

・「IV以外の判断項目」の欄
○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説明	IV以外の判断項目
有	制度創設以来40年以上が経過したが、平成20年度見直しにおいて、対象施設が限定的になった以降も新規の施設整備ニーズがあり、施設が老朽化し改修等が必要となっている施設も存在することから、今後、新規利子補給のニーズ調査を実施した上で、新規利子補給については廃止を含め、そのあり方を検討していく。	d, m

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
終期設定	平成20年度の対象施設の見直しにより対象施設が限定されており、利子補給金の額も少額となっている。また、昨今、市中の貸付金利が低い状況が続いているため当該事業の必要性が低くなっていると考えられる。このような状況を鑑み、新規分の利子補給について廃止することとする。 しかし、アンケート調査の結果、施設を新築等するため、関係機関等との協議や設計を進めている法人もあることから、廃止時期は平成26年度とする。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。

自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料【様式2】

所属名: 福祉保健総務課

細事業名: 民間社会福祉施設等整備資金利子補給金 調書番号: 7

事業の内容を 細分化した 業務名	具体的な業務 プロセス(手順)	業務の 時期 (フロー)	H23 所要 時間 (h)	H24 所要 時間 (h) A	H25 所要 時間 (h) B	縮減等 B-A	具体的業務 の見直しの内容	見直しに至った理由等 (または見直しなしの理由 等)
1 補助金交付・ 精算業務	補助対象の把握・検討	4月	16	16	16	0	なし	補助金交付に係る実務であり、適正な時間で処理しているため。
	補助金交付申請書審査	6月	24	24	24	0	なし	
	補助金の交付決定 (支出負担行為)	6月	8	8	8	0	なし	
	(補助金概算払い)	7月	4	4	4	0	なし	
	実績報告書の審査	翌4月	24	24	24	0	なし	
	補助金の精算	翌4月	4	4	4	0	なし	
						0		
(小計)			80	80	80	0		
2								
(小計)			0	0	0	0		
3						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			0	0	0	0		
所要時間 (計)			80	80	80	0		

(留意事項)

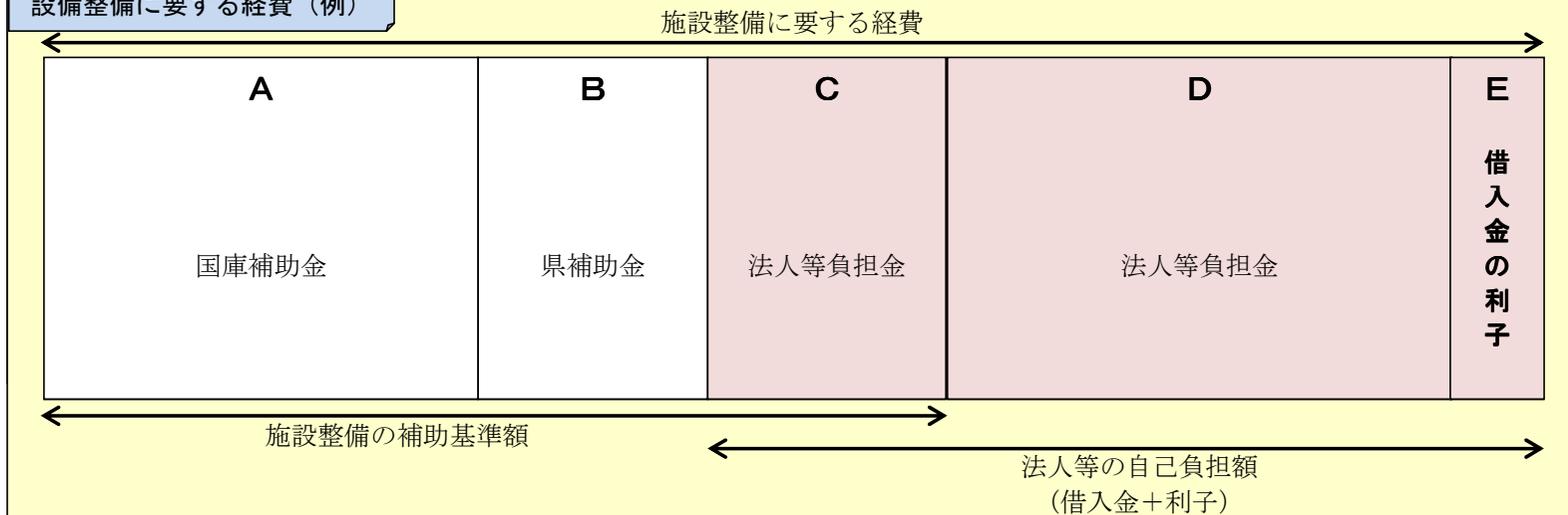
- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートのⅡ事業の目標、実施状況等の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)

民間社会福祉施設等整備資金利子補給金が必要な理由について

事業内容

- 目的 : 民間社会福祉施設等の整備促進を図るため、社会福祉法人等（以下「法人等」という。）が社会福祉施設等を整備（新築、改築、拡張、災害復旧、これに係る土地取得）するために要する資金を融資機関から借入れた場合で、適正な法人運営及び施設運営が確保されている場合は、利子補給金を交付する。
- 融資機関 : ①(独)福祉医療機構、②知事が認める金融機関(福祉医療機構からの借入利率が下回る場合)
- 利子補給の額 : 融資機関との契約に基づく利率のうち3.5%に相当する額を限度
- 実績(H23) : 156施設、約2億6,471万円

設備整備に要する経費（例）



利子補給が必要な理由

- 1 施設整備補助金は補助基準額（A+B+C）が定められており、例えば、その1/2が国庫補助金（A）、1/4が県補助金（B）、1/4は法人等の負担（C）となるが、補助基準額内では施設整備が出来ないため、補助基準額を超える整備に要する経費（D）も法人等の負担となる。
- 2 また、負担分が多額となり自己資金で賄えないため、福祉医療機構等から長期の借入をするが、その利子までを含めた分が施設整備に係る法人等の全負担額となる。
- 3 利子補給は、法人等の負担分（C+D+E）を軽減することにより、施設運営を安定させ、良質な福祉サービスの提供が可能となる。（軽減した分は、人件費アップや従事者の研修費用等に充てることができ、利用者の処遇の改善に繋がる。）